

京都市告示第583号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年2月14日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
Smile Bird 株式会社	放課後等デイサービス	支援センター ル ー チ エ 2650900414	京都市伏見区桃山町 山ノ下48番地10	平成28年12月 31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)